

○総務省令第八十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二号二(7)中「又は交換機」を「交換機又はチャネル選択補助装置」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。